

平成 23 年 4 月 28 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課
課長 渡辺 由美子 様

企業年金連絡協議会
会長 彭城 晃一

東日本大震災に対処するための緊急措置等の実施について(要望)

東日本大震災の未曾有の被害により、被災地の国民生活や企業活動等に厳しい状況が続いております。そうした中で、貴課より厚生年金基金等の事務処理に関する指導通知が3月に発出されていますが、その対応にあらためて深謝申し上げます。

今後、被災地の状況が落ち着きを取り戻し、被災された方々の生活の一日も早い復旧・再建が急がれますが、その生活原資として各企業年金からの諸給付も重要な位置を占めてまいります。しかしながら地域によっては行政機能が著しく減じていること、さらに多くの安否不明者への対応など平時のルールで対処できない事態が想定されるところです。

会員企業年金からは、そうした事態への対応と給付手続きへの配慮の声が上がっており、当面の運営事務処理に当たり以下の対応・緊急措置について質問と要望を申し上げます。

記

(1) 裁定請求などの簡素化について

3月29日付指導通知で、「被災地に住所地を有する加入者に係る年金等の裁定請求は添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと。」(DB年金・DCについても同様に取り扱う)とされたが、その「弾力的取扱い」について、具体的な内容の例示や、各厚生局へ相談され認められた事項等についての内容公表及び周知をお願いしたい。さらに、このような緊急事態による弾力的取扱いを、後日の手続き確認のためにも、この機会に各企業年金がルール化(又は規約例の作成・準備など)することについても検討されたい。

以下、各基金からの意見・要望について、参考までに付記する。

- | |
|---|
| <p>① 受給権者の死亡に関する手続きについて、その遺族が転居した先の行政機関もしくは避難所などを管轄する代表者が、当該機関等代表者の署名・捺印で以って簡易な形式の書類で、死亡診断書及び戸籍謄本等の除籍書類に換えることができるよう配慮いただきたい。</p> <p>② 確定拠出年金での脱退一時金などの手続きに際しては、印鑑証明などの提出が必要とされる。印鑑証明等の公的書類を求めても対応できない市区町村があることが想定されるため、手続き要件の緩和について運営管理会社、レコード・キーピング会社等に要望していただきたい。</p> |
|---|

(2) 掛金に関する特例措置について

厚生年金保険料と同様に、厚生年金基金加算掛金及び事務費掛金、DB年金掛金、DC掛金（本人拠出分も含む）についても納付期限の延長又は1年以内の納付猶予が認められるか、確認を致したい。

以下、各基金からの意見・要望について、参考までに付記する。

- ① 企業の運転資金が枯渇し給与も支払えない事態が予想されるため、掛金の納付期限の延長および納付猶予を認めていただきたい。(期間としては2011年度最低1年を希望) さらに事業主掛金だけでなく、本人拠出掛金も猶予の対象とされたい。
- ② 被災後、被災地の企業が負担する確定拠出年金の掛金の拠出時期について、後日一括して拠出することができるよう取り扱っていただきたい。

(3) 給付手続きについて

DB年金においては、被災者の遺族に対する給付で、代表者請求や同順位請求権者の一方へなされた給付が、厚生年金と同様にその権利者全員へ為された取扱いとして認められるか、確認を致したい。

また、被災による死亡を前提として、生計同一ではない親族への未支給給付が認められるか確認を致したい。

以下、各基金からの意見・要望について、参考までに付記する。

- ① 被災して死亡された者の遺族に対する給付手続きに際しては、他に同順位の請求権を保有する者が生存している可能性がある場合でも、請求者となることのできる遺族が代表して遺族に関する給付を受ける手続きが出来るようご配慮いただきたい。
- ② さらに、生計同一ではない親族においても給付できることを可能とする。
- ③ 遺族への給付を行った後に同順位の請求権を保有している遺族が発見された場合は、遺族同士での話し合いで解決するものとし、対応した企業年金が給付に関する責めを負わないよう配慮いただきたい。

(4) 死亡の認定について

失権処理の問題については、日本年金機構（将来は住基ネット）から提供される死亡情報での失権処理を要望として前回提出済みであるが、被災したことによる場合でも、同様の取り扱いとすることを、あらためて確認のため要望するものである。

以下、各基金からの意見・要望について、参考までに付記する。

- ① 被災した地域等に居住していた受給権者が、10年を超えて本人の所在並びに生存を確認できないときは、該当者が死亡したものとみなして企業年金の受給権が失効（失権）したものとみなすことができる取り扱いとしていただきたい。なお、後日、本人の生存が確認されたときは、その権利を元に復することとし、万一、企業年金制度が解散するときは、失権して10年を超えたものを除き、給付のための責任準備金相当額を預託するものとする取り扱いとしていただきたい。
- ② 行方不明者の死亡の認定についても、厚年法 59 条の 2 の船舶事故による死亡の認定である『その者の生死が 3 ヶ月わからない場合には、その者が行方不明となった日にその者は死亡していたものと推定する』を援用し、同様の取扱いを可能としていただきたい。なお、後日、その者の生存が確認されたときは、その権利を復元できることとしていただきたい。
- ③ 震災で亡くなられた方の死亡者一覧を国で統括し、企業年金に対して公表（インターネット等）し、それにより年金を差止出来ることを可能としていただきたい。また、遺族からの連絡も同様に、当該公表で死亡が確認できれば、特段の証明書類の提出を求めないものとするを可能としていただきたい。

(5) 一時金給付について

DCでの脱退一時金の要件緩和の要望については、既に対応できない旨の回答が貴課より出されているが、被災地の企業・加入者の厳しい状況を鑑み、受給者と加入者の受給という違いはあるものの、DB法・施行令・施行規則に設けられている災害時の取扱いのような肌理細かい対応をお願いしたい。

以下、各基金からの意見・要望について、参考までに付記する。

- ① (DC) 資格喪失者については加入期間が短い、又は残高が少額など、一定の条件の者しか一時金で受け取ることができない。これを、震災の復興が終了するまでの間、積立金を一時金で受け取ることができるよう取り扱っていただきたい。希望する加入者にも全額を一時金で給付できるよう要望していただきたい。また、待期者についても年齢や期間に係らずに一時金を給付できるよう、同様に要望をお願いします。
- ② (DB) DB則第30条1号により、受給開始後5年未満であっても一時金受給に切替えることができることを厚生労働省より周知徹底させること（関連条文：DB令29条3号、DB則35条）。公的機関、相談所、各DB基金、規約型DBへの周知を図ることにより、今の復興に必要なお金を知らないために受け取れないことを防止していただきたい。

(6) 過払いの対応について

被災した受給者への年金給付で、死亡の確認が遅れた場合の過支給分の組戻しを当該口座の相続者や遺族等の承諾なしに実施できないか。また、国の年金の場合、こうした場合の過払いにどのような対応をされているのか、ご教示下さい。

以下、各基金からの意見・要望について、参考までに付記する。

被災した受給者に対しては、事態が落ち着くまでの間は生存を前提として年金給付を実施せざるを得ないものと思います。後日、受給者の死亡が何らかの手段で確認された後に過支給分の年金の返納が必要となりますが、遺族と連絡がつかない場合が想定されるために手続きが滞ることが予想されます。この場合に、当該口座の金融機関から振込した年金の組戻しができるよう、全銀協を始めとする各金融機関の組織に要望していただきたい。

(7) 課税面について

災害による年金制度からの一時金払出しについては、各種制度の特例として取り扱い、税務上も退職所得控除の枠に係りなく非課税扱いをお願いしたい。

さらに、年金給付においても、一旦、源泉徴収額ゼロで給付できるようお願いしたい。

以下、各基金からの意見・要望について、参考までに付記する。

- ① 災害による一時金払出しに対しては、各種制度の特例として取り扱い、税務上も退職所得控除の枠に係りなく非課税扱いと出来ないか？
- ② 確定申告をするということを前提として、源泉徴収税額をゼロとする緊急措置の発動（もしくは公的年金と同様5%）ができないか。

(8) その他

被災地域における企業活動が厳しい状況にあることと、企業年金加入者・受給者の一部の方々は避難生活を余儀なくされていることから、企業年金の制度運営に多大な支障が生じている。他の企業年金制度への移行が困難な状況から、平成24年3月末の適格退職年金制度の廃止については、その期限の延長をお願いしたい。

既に貴課より、10年前から廃止期限が示されており延長しない旨の信託協会宛回答が出されているが、廃止期限をある程度目前にして移行の検討を開始した企業も多く、このような予期せぬ事態に際し安易な廃止方向を選択しないよう対処をお願いしたい。

以上

なお、企業年金の財政面での要望については、22年度末の運用実績等を確認のうえ、あらためて提出させていただきます。